

沿岸広域振興局長告示第100号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年9月20日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
上閉伊郡大槌町大槌第13地割字八幡前67番2、70番1及び131番2	52.56	6.00	平成28年9月2日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部及び大槌町役場に備えておいて縦覧に供する。